[事案 2022-224] 新契約無効請求

· 令和 5 年 7 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年6月に代理店を通じて契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に対し、以前加入した他社契約と同様に、10 年経ったら既払込保険料が全額返ってくる保険があれば、貯金のつもりで加入すると伝えたところ、募集人が「あります」と言ったため契約した。
- (2)令和4年7月、加入して10年が経過したため、お客様センターに問い合わせたところ、解約返戻金が既払込保険料の金額を下回ることや、65歳より後に死亡した場合には受取保険金額が半額になることを初めて聞いた。契約時には、募集人からそのような説明は受けておらず、説明を受けていれば絶対に契約しなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は申立人に対し、設計書を用いて説明を行い、保険料、保障内容、特約の内容、保 険料払込期間が満了する 65 歳前後の死亡保険金の額の相違、解約返戻金の推移等を説明 した。その上で、募集人は注意喚起情報を申立人に交付し、多くの場合解約返戻金が払込 保険料合計額よりも少なくなることを説明した。
- (2) 募集人は申立人に対し、10 年経てば保険料が全額返ってくるという説明はしていない。
- (3)申立人は、令和4年7月に、65歳より後に死亡したら受取保険金額が半額になることを初めて聞いたと主張しているが、募集人は、設計書を用いて説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明等があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき 特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終 了した。